

北本市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例

北本市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成１７年条例第２４号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前の北本市土砂等のたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第７条第１項又は第１０条第１項の許可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。
- この条例の施行の際現に旧条例第７条第１項又は第１０条第１項の許可を受けて行われている土砂のたい積に関する旧条例第４条から第６条まで、第９条から第２２条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する日までに旧条例第６条第２項又は第１９条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。
- 施行日前に旧条例第７条第１項又は第１０条第１項の規定に違反して行われた土砂のたい積に関する旧条例第５条、第１９条第２項及び第２０条から第２２条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 施行日前にされた旧条例第６条第２項の規定による命令を受けた者に対する同条第１項、第２１条及び第２２条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 施行日前にされた旧条例第１９条第２項の規定による命令を受けた

者に対する旧条例第 2 1 条及び第 2 2 条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅するまでの間は、なお従前の例による。

- 7 施行日前にした行為及び附則第 3 項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。